26年5月1日 No.112



東京都練馬区東大泉4-16-3 -0063電話 5387-6211 FAX 5387-6222

発行 練馬西青色申告会

〒178

★公的年金等

公的年金等の源泉徴収票は毎年

べていただく。)をご持参ください 社から取り寄せるかその金額を調

月末日になっても公的年金等の源 ようにしてください。 わせをして源泉徴収票をいただく は厚生労働省年金局等にお問い合 泉徴収票が手元に届いていない方 金等の支払いを受けている方で1 等から送付されますので、公的年 ★医療費控除について 月の末日頃に厚生労働省年金局 会員の所得によってはその年に

ておき、確定申告時にその領収書 その医療費の領収書を必ず保存し おいて支払った医療費が10万円以 おいて医療費の支払いをした方は れる場合もありますので、その年に 下であっても医療費控除が受けら

| をご持参ください。なお、その年に 病院ごと(交通費を含む。)に集計 おいて支払った医療費は、ご自身で していただくようお願い致します。

平成25年分の決算を終えて

★前年以前の決算書の持参

を積み重ねておりますが、正確な決

算書や申告書を作成するためには

皆様のご協力が必要となります。

注意点等を述べさせていただきます

さて、今回の確定申告についての

★満期保険金がある場合

満期保険金を受け取った会員の

成ができるようにするため日々研鑽

確な記帳及び決算書や申告書の作

青色申告会事務局では会員の正

までした。

会員の皆様、確定申告お疲れさ

の決算書及び申告書控をご持参い 年の2年前の決算書及び申告書控 ないか否かの判定をする場合その 告に必要な資料となります。特に 分の減価償却費、前年以前3年分 ただきますようお願い致します。 が必要となりますので必ず2年分 税の申告書を提出しなければなら 消費税については平成25年に消費 の純損失の繰越控除や消費税の申 前年以前3年分の決算書は本年

★e十axのお願い

け取った場合はその満期保険金の られます。そこで満期保険金を受 類をお持ちにならない方が見受け 中には、その満期保険金に関する書

にない場合は満期になった保険会 は保険料等を記載した書類(手元 金額及び今までに支払った掛金又

その有効期限が切れている方は予 書の有効期限を確認していただき 成26年中に住基カードの電子証明 ては、平成26年分の確定申告を e かったこともありました。つきまし たため、予約日にe-Taxができな いるにもかかわらず更新をしなかっ 住基カードの電子証明書を取得し 明書の取得をお願い致します。なお 皆様に、e-Tax (国税電子申告) Taxで行うことを希望する方は平 のでぜひとも住基カード及び電子証 による申告をお勧めしております 約日までに更新をしてください。 た方の中にはその有効期限が切れて 練馬西青色申告会では、会員の

★減価償却費の計算

以後の減価償却費の計算の方法が 計算が間違っている会員が多数見 分の決算書の3ページの減価償却の 複雑になったこともあり、平成25年 所得税の改正により平成19年分

★摘要の記入について

るようにお願い致します。 必ずこれらの資料をお持ちくださ すので車両の買換えをした方は 金等の返済明細書が必要になりま てローンを組んだ場合にはその借入 さらに新しく購入した車両につい

は必ず摘要を記入するようにして から仕入れや諸経費に含まれてい 税で消費税額の計算をしている方 くださるようお願い致します。 ませんので、入力や記帳に当たって る消費税額を控除することができ は課税売上に課税された消費税額 されていないと課税事業者で一般課 方が見受けられます。摘要が記入 額のみで摘要を記入されていない 見させていただきますと、日付と金 会計ソフトのデータや帳簿を拝

★引越しをした場合

それぞれ遅滞なく提出する必要が ありますが、 納税地の異動に関する届出書」を する税務署に「所得税・消費税の 署と異動後の新しい納税地を所轄 の異動前の納税地を所轄する税務 (住所地) を異動した場合にはそ 引越しをして納税地(原則とし 引越しをしてもその

いなかった。

ただきますようお願い致します。

受けられます。つきましては平成26

事務局で平成26年分の減価償却の は10月の初旬にお出し致します。 年の秋の記帳相談時に青色申告会 ださるようお願い致します。ご案内 計算も致しますので必ずご参加く なお、車両の買換えをした場合

価額などが記載されている資料

配偶者控除、配偶者特別控除をし ものを除く。) について扶養控除 いるもの、事業専従者に該当する (1) 申告書を提出した会員に扶養 である者、青色事業専従者に該当 いる者、合計所得金額が38万円超 者(他の申告者の扶養親族になって

いなかった

算していた。 (3) 国民年金や国民年金基金、国

定資産税額を必要経費に算入して すべき消費税額、個人事業税額、 (5) 平成25年分の必要経費に算入 固 年もより正確な確定申告をしてい 以上のことにご注意いただき、来

数見受けられますので、引越しを 越しをした旨をお話する会員が多 納税の手続きが必要になりますの 署が変わった場合には、新たに振替 や消費税の申告書の提出先の税務 により所得税及び復興特別所得税 くださるようお願い致します。な 練馬西青色申告会事務所にご連絡 された方はなるべく早くその旨を 手続きをされず、確定申告時に引 、振替納税をしている方で引越し

★更正の請求

でご注意ください

ほかに、新しく購入した車両の購

には、前年以前3年分の決算書の

等、下取りに出した車両の下取り 入価額、自動車保険料、自動車税

期限から5年以内に限り、更正の 18日以後に次のような事由があっ し、税額の還付を受けることがで 請求をしてその確定申告書を訂正 た場合にはその確定申告書の提出 書を提出した後に、平成26年3月 平成25年分の所得税の確定申告

ていなかった。 するもので給与の支払いを受けて している子や親などの家族や配偶

当するのに寡婦(寡夫)控除をして (2) 自分が寡婦あるいは寡夫に該

かった。あるいは実際より少なく計 社会保険料の支払いがあったのに 民健康保険料、労働保険料などの 4)減価償却費の計算をしていな 社会保険料控除をしていなかった。

★所得税の期限後申告

書は必ず申告期限内にしていただ できなくなりますので、確定申告 は青色申告特別控除65万円などが きますようお願い致します。 26年3月18日以後)をする場合に 期限後申告(平成25年分は平成

ていた。 すべき税額について計算間違いをし (6) 平成25年分の所得金額や納付

★修正申告

れません。(延滞税は課税されま 課されますが、その修正申告書が ることを予知してされたものでな 税務署の調査によって更正を受け 由のない限り過少申告加算税が賦 申告が誤ったことについて正当な理 す。修正申告をした場合には、先の 正申告書を提出することができま 金額や税額等を訂正するために修 ど)を受けるまでは、申告した所得 の申告について更正(税務調査な のような事由があった場合にはそ 後に、平成25年3月18日以後に次 ときは過少申告加算税は賦課さ 所得税の確定申告書を提出した

(2) 売上代金の集金が済んでいた ていた家族のその年分の合計所得 いあるいは口座への振り込みがない 金額が38万円を超えることがわか

(1) 配偶者控除、扶養控除を受け

額を収入金額に計上していなかっ ため、その年分のその未収の売上金 (3) 生命保険契約、損害保険契約

支払いを受けたことにより一時所 得の金額が生じたが、なんの処理も していなかった。 が満期になったため、満期返戻金の

色申告特別控除65万円の適用を受けるために複式

平成26年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成26年度税務職員採用試験」を行います。 興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

◇受験資格

- ①平成 26 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の 翌日から起算して3年を経過していない者及び平成27年3月までに高 等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ②人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

◇申込書交付期間

※できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

①インターネットによる申込書のダウンロード

平成 26 年 5 月 12 日(月)~7 月 2 日(水)

【インターネット申込専用アドレス http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html からダウンロードすることができる。

②郵送·持参申込用

平成26年5月12日(月)~6月26日(木)(土・日曜日は除く。)

◇申込書受付期間

①インターネット

平成 26 年 6 月 23 日(月)~7 月 2 日(水)

【インターネット申込先 http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html】

②郵送又は持参

平成 26 年 6 月 23 日 (月)~6 月 26 日 (木)

◇試験日

①第1次試験 平成26年9月7日(日)

②第2次試験 平成26年10月16日(木)~10月24日(金)のうち、指定する日

※詳細については、お気軽に練馬西税務署・総務課(TEL 03-3867-9711 内線 202) までお尋ねください。

申告会事務局をご利用していただくことをお勧めいたし ることに疑問が生ず 説明会を開催する予定です。 26年度は8月 を拝見しますと、 の貸借を合わせるには日頃の記帳をきちんと行い、 式簿記による記帳の注意点を述べさせていただきます。 手書きで記帳されている会員の中には 記による記帳をする方が年々増加しております 特に複式簿記で記帳されている方は会計ソフトの使 確定申告時において正しい決算書を作成するた 会計ソフトを使用している会員の中にも決算書 複式簿記記帳方法の学習を希望する方は、 このままその決算書を作成して提出 合わない方が見受けられます。 る決算書が見受けられます。 10月に学校形式による複式簿記の 詳細はチラシにて案内する 年に何回か青色 決算書を作成 平成 毎月 複

> 貸付であっても消費税率は5%となります。例外もあるた る場合には、 契約書に貸付期間及び期間中の対価の額が明記されてい 日前から同日以後に引き続き貸付けを行っており、 間に締結した資産の貸付に係る契約で、 されます。 受領するものであるため、 場合の 注意点がございます。 税率が5%から8% なお、 平成26年4月分の賃貸料を平成26年3月に受領する 平成8年 その契約期間中は 10月 に引き上げられましたが 店舗や事務所等を賃貸している場 1日から平成25年9月30日までの 4月末日における税率が適用 平成26年4月1日以後の 貸付けの対 平成26年4月1 いくつかの かつ、

消費税法の改正により平成26年4月1日から消費税の

消費税率は8%となりますのでご注意ください。

(注文日)

詳

しくは税務署へお問い合わせくださ

インターネットでの販売をしている場合は、

平成26年3月31日以前に出荷した場合の

1日以後に出荷した場

(発送日

現在の税率となり

予定です。

ここ数年、会計ソフトを利用されている会員が増	■日時		
ロしております。決算指導日(1月下旬から3月15		午前の部	午後の部
3の期間)に初めて会計ソフトの内容を拝見し、決	6月11日(水)	10 時~ 12 時	14時~16時
算書を作成するには長時間を要することになります。	7月11日(金)	10時~12時	14時~16時
のきましては、自習形式による会計ソフトの入力説 明会を行いますのでぜひともご出席していただきま	8月5日(火)	10時~12時	14時~16時
「ようお願い致します。	9月22日 (月)	10時~12時	14時~16時
人力説明会の内容は以下のとおりです。	10月7日(火)	10時~12時	14時~16時
	11月6日(木)	10時~12時	※18時~20時
会会員が使用している会計ソフト用のパソコンと 売上や必要経費のデータ(預金通帳、売上高の請	※講義内容は午前・午後・夜間とも同じ内容です。 ※11月6日(木)は夜間です。		
求書、借入金などの返済明細書、カードの使用明	■ 会 場:練馬西青色申告会事務所 3F会議室		
細書、領収書など)を練馬西青色申告会事務所に	■ 受講料:無料		
ご持参していただく。	■ ご持参ください		
>ご持参したパソコンで会員自身の売上や必要経費	各会員が使用している会計ソフト用のパソコン、預金通帳、売上高の請求書、 借入金などの返済明細書、領収書、印鑑、USB等の記憶媒体 (注) ブルーリターンA以外の会計ソフトを使用している方はその会計ソフトの マニュアルをご持参下さい。		
のデータを入力。ご不明な点があれば担当職員に			
相談していただく。			
日程は右記のとおりです。	■ 定 員:各回につき15名まで		
	■ 申込先:練馬西青色申告会		